

# 災害時の要援護者対策の現状・子ども編

本紙140号で報告した川崎市の災害時要援護者の規定と課題に続き、今回は、子どもだけで在宅する場合の対策について、現状を聞きました。

## ▼一人親家庭の子どもは

東日本大震災から約1年9カ月たった今でも余震が続きます。近い将来、首都圏直下型地震、東海・東南海・南海地震が想定され、各自治体も対策に乗り出しています。

川崎市でも「川崎市災害時要援護者避難支援制度」のもとに、要援護者(要介護3以上、障がい者手帳1〜3級の人)を対象に登録をすすめています。また、市の地域防災計画の中で、災害時の要援護者は「高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等」に規定しています。

しかし、東日本大震災時には、家で子どもだけで被災した例がたくさんありました。都会では、一人親家庭の場合はいっそう子どもだけで被災する確率が高くなると思われる

ます。

市の防災計画では、被災者への生活支援は、自主防災組織や町内会・自治会が担う事となっています。そこで、11月15日に保健福祉センターに出向き、災害時に共助の部分で役割をはたしている、児童委員も兼ねている民生委員の職務や、一人親家庭児への対策についてお話を聞きました。

民生委員・児童委員の主な職務は、別表のとおりで、災害時の一人親家庭児(母子家庭、父子家庭)に対しての対策は取られていないとのことでした。

## ▼共助を広げるしくみを

東日本大震災の時には、実際、共助の部分が一番力になったとの報告があります。それぞれの家庭のプライバシーの問題もあるかと思いますが、一人親家庭児も要援護者登録の対象にし、希望する場合は「災害時要援護者支援制度」の登録をすすめていく事が必要ではないかと思いました。

都会では、地域コミュニティがづくりにくいといわれますが、地域に住む住民同士がつながりを持ち、災害時に連携を取り助け合える、共助の部分を広げていくしくみをつくることの必要性をあらためて認識しました。(潮崎芳子)

## ＜民生委員のおもな役割＞

- ・生活に困っている地域住民からの相談を受け、担当している区役所関係部署や、福祉施設等への紹介
- ・一人暮らしの高齢者の生活状態の確認。生活保護事務の協力
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」「災害時要援護者避難支援制度」等への事業への協力
- ・証明事務として、無職、母子世帯であることなどを確認し、状況確認報告書の交付すること

## 放射線測定

### 区役所前と宮崎第4公園の現在



宮崎第4公園

測定値はホームページをご覧ください  
<http://miyamae.kgnet.gr.jp/>

つれて0.08から0.06へと下がります。交差点のほうに流れてきて溜まっている可能性もあります。この雨水マスは、簡単にふたが開きそうもありませんが、一度中にたまっている汚泥を除去すると数値は下がると思われます。

11月8日は、宮前区役所前の歩道にある雨水マスと、宮崎第4公園を測定しました。

第4公園は昨年もそれほど線量は高くなかったのですが、滑り台の下は他の公園と同様に明らかに下がっていました。

区役所前歩道の雨水マスは昨年0.1マイクローシベル(以下単位略)を超えた地点です。今回の測定でも、交差点に最も近い雨水マスの上はほぼ同じ数値でした。しかし消防署のほうに移動するに

環境放射線の測定器では土の中の放射能までは測定できません。セシウムは地中20センチあたりに滞留すると言われています。地中に残っているのでしょうか。まだまだ目が離せないという実感です。

## 一行きたいときに、行きたいところへー お出かけ支援サービス「らら・むーぶ宮前」誕生♪

宮前区は坂が多く、電車・バス便も十分とはいえない上、じつは高齢化が進んでいます。必要最小限の外出にも困難を感じている高齢者、障がい者が多く、地域の課題になっています。

この11月に、福祉クラブ生協の運動の中から、道路運送法による福祉有償運送「らら・むーぶ宮前」が誕生し、地域の移動困難者の外出を支援する取組みを始めました。「行きたいときに、行きたいところへ」自由に行ける、生活を豊かにする移動支援サービスが地域住民から大いに期待され、利用登録者も順調に増えています。

宮前ネットでは神奈川ネットワークと連携し、県内他地区の事例も模索しながら地域交通を調査研究し、政策提案につなげます。(筈見ゆう子)